

# 介護保険制度が変わりました

## 平成30年4月から段階的に実施

★介護保険課 ☎17719

### 4月からの変更

介護保険サービスを利用したときの、利用者負担の変更  
介護報酬改定にともない、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変更されました。

### 介護保険施設に「介護医療院」の創設

日常的な医学管理が必要な重度介護者を受け入れるための施設として、介護医療院が創設されました。

### 「共生型サービス」の創設

介護保険と障害者福祉の両方を担う「共生型サービス」が創設されました。

### 8月からの変更

65歳以上で現役世代並みの所得がある方は、利用者負担が3割へ  
これまで利用者負担が2割

だった方で、特に所得の高い方の負担割合が3割に変更されます。

利用者負担が3割になる方は、利用者本人の合計所得が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の方（本人含む）の年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の方です。

### 高額医療・高額介護合算制度の所得区分が変更

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が一部変更されます（70歳未満の方のみの世帯は変更ありません）。

### 10月からの変更

福祉用具貸与について適正価格が公表されます

福祉用具貸与の利用者に、商品の全国平均貸与価格とその福祉用具貸与事業所の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務付けられます。

### 介護保険料が改定

平成30年度から32年度までの介護保険料の改定が行われ、基準額は月額5,100円となりました。また、所得段階につきましても、13段階に細分化しました。

### 保険料を通知します

介護保険料は、前年の所得（収入）により決まります。保険料の決定通知は、7月中旬に通知します。

## 第1号被保険者介護保険料（平成30年度～32年度）

所得段階	基準	保険料		
		率	月額(円)	年額(円)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の方	基準額×0.45	2,295	27,540
第2段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75	3,825	45,900
第3段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円超の方	基準額×0.75	3,825	45,900
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の方	基準額×0.90	4,590	55,080
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円超の方	基準額×1.00	5,100	61,200
第6段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が120万円未満の方	基準額×1.20	6,120	73,440
第7段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.30	6,630	79,560
第8段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	7,650	91,800
第9段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	8,160	97,920
第10段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が400万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	8,670	104,040
第11段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が500万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	9,180	110,160
第12段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.90	9,690	116,280
第13段階	・本人が市民税課税で合計所得金額の合計が800万円以上の方	基準額×2.00	10,200	122,400

※合計所得金額については、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額となります。

## 介護保険利用者負担金助成制度、負担限度額認定の申請（更新）を忘れずに

申請月分から対象になります。制度を利用したい方は、事前に受給資格の認定を受けてください。

### ①介護保険利用者負担金助成制度

居宅サービスを利用した場合、利用者負担金の一部を助成する制度です。現在の利用者の有効期限は7月末です。継続する場合は、再度手続きをしてください。  
対象 介護認定を受けていて、4月1日時点で次の要件を満たす人（生活保護受給者を除く）

- ・平成30年度の市民税が世帯全員非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人
  - ・利用者負担金の2分の1を助成
  - ・平成30年度の市民税が世帯全員非課税の人：利用者負担金の4分の1を助成
- 用意 対象者名義の通帳、印鑑（朱肉を使うもの）

- ※左記は対象になりません。
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）サービス
- ・特定施設入居生活介護（有料老人ホーム等）サービス
- ・別の減額制度等により、利用者負担金が減額になっているもの

### ②介護保険負担限度額認定

介護保険で施設サービスや短期入所（ショートステイ）を利用した場合、居住費や食費の負担が軽減される制度です。現在利用している方の有効期限は7月末です。継続する場合は、再度手続きをしてください。

### 対象

- ・平成30年度の市民税について、別世帯の配偶者（事実婚の配偶者含む）及び世帯全員が非課税の人
- ・預貯金等が単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下の人

### 用意

- ・平成29年度の介護保険負担限度額認定証
- ・本人及び配偶者の預貯金通帳の写し（申請日にできるだけ近い時点のもの）
- ・価格評価が容易なもの（有価証券、投資信託等）については資産評価を確認できる書類（入手が容易なものに限る）
- ・印鑑（朱肉を使うもの）

### ①②共通

- ・受付期間 6月18日(月)～7月31日(火)（土日・休日を除く）
- ・受付場所 介護保険課（市役所1階）、市民福祉課（アスパアこだま内）